

須崎市職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

須崎市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 …………… 〇〇 〇〇
須崎市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 …………… 〇〇 〇〇
須崎市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 …………… 〇〇 〇〇
須崎市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 …………… 〇〇 〇〇

2 請求の内容

請求人提出の須崎市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

(1) 主張事実

ア 平成 22 年度に市民文化会館（以下、「会館」という。）の自主事業として開催した、田母神俊雄氏の講演会（以下、「講演会」という。）は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項、第 244 条の 2 及び会館の設置目的に反している。そのことが、会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）や指定管理者仕様書に違反しているので、自主事業に該当しない。市長が講演会を自主事業として承認したことは違法である。

イ 市長は、講演会に関する会館の使用料を減免しているが、使用料減免規則第 2 条第 1 号に該当しないのに、使用料を徴収していないことは違法である。

ウ 市長は、講演会を自主事業として実施した指定管理者が基本協定書に違反しているのに指定の取り消しをしないことは違法である。

(2) 措置要求

ア 市長は、該当しない自主事業である講演会費用を会館管理運営委託料のうちから返還させよ。

イ 市長は、本来徴収すべき会館の使用料を徴収することとし、使用料に相当する金額を会館管理運営委託料のうちから返還させよ。

ウ 市長は、須崎商工会議所に対する会館の指定管理者の指定の取り消し及び今後の指定を差し止めよ。

3 請求の要件審査

本件請求は、平成 23 年 9 月 16 日に受付け、要件審査の結果、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 10 月 6 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、請求人から新たな証拠が提出され、同日付けで受理した。

さらに、平成 23 年 11 月 10 日にも請求人から新たな証拠が提出され、同日付で受理した。

(2) 関係機関に対して、平成 23 年 10 月 6 日に陳述の機会を与えた。

2 委員監査

法第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査対象機関に対して関係書類の提出を求めたうえで、平成 23 年 10 月 18 日に監査を実施した。

3 監査対象事項

請求の趣旨、事実証明書及び陳述内容を総合し、監査委員は次に掲げる事項を法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実として特定した。

会館の使用料について、講演会にかかる使用料を減免しているが、使用料減免規則第 2 条第 1 号に該当しないとして、本来徴収すべき使用料の徴収を怠る事実があるかどうか。

なお請求内容(1)主張事実アに関しては、講演会を自主事業として市長が承認したことの違法性を問うものであり、その承認行為は法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に該当しないと判断した。次に、(1)主張事実ウについては、その内容が指定管理者の指定の取り消しに関することであり、指定の取り消し自体は公共用物設置の目的が達せられないときに行う行政管理行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財産的処理を直接の目的とする、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為に該当しないと判断した。よって、(1)主張事実ア及びウについては、監査の対象としない。

4 監査対象機関

本件、会館の指定管理に関する執行機関である、須崎市教育委員会生涯学習課を監査対象機関とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 講演会に係る会館使用料の額

請求人が徴収すべきとした使用料（多目的大ホール午後半日分、冷房使用料2時間分、付属設備1回分）の額は、66,900円であることを確認した。

(2) 会館自主事業及び自主事業に関する使用料の取扱いについて

このことについて、生涯学習課の説明は以下のとおりである。

会館の管理運営は平成12年度から平成17年度まで須崎商工会議所に委託し、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者に指定された須崎商工会議所が行っている。自主事業については、当初の管理運営を委託する際に、自主事業の条件（自主事業分の委託料、その取扱い、会館の使用料）について協議した。

自主事業の委託料については、一定金額を支払い、事業の収支に基づく補てんや返還は要しないこと、使用料については、委託料を支払う指定管理者自身の事業であり、これを徴収すればさらに委託料を増額しなければならないとの理由で徴収しないことが話し合われている。

その後、自主事業に関する取り決めは、指定管理者制度による管理運営においても踏襲され現在に至っている。

このような経過から、本請求である講演会にかかる使用料についても、徴収していない。

2 監査委員の判断

前記1の認定した事実に基づき、次のとおり判断する。

請求人は、講演会が会館使用料減免規則第2条第1号に該当しないとして、本来徴収すべき使用料を徴収するよう主張しているが、この講演会は須崎市と指定管理者が基本協定書に基づき協議のうえ決定した自主事業として実施し、その使用料については、上記事実関係の確認(2)のとおり、徴収していない。

この取扱いが基本協定書等に明文化されていないことは協定書等として不十分ではあるが、この講演会を会館指定管理者の自主事業として行うことを協議の上、承認していることから、協定内容に含まれるものと解することができる。

自主事業として認められた講演会に関する使用料は発生しないため、会館使用料減免規則は適用されない。よって、請求人の主張する、講演会の会館使用料を徴収しないことについても違法性はないものと判断する。

3 結論

以上のことから、請求人が行った本件措置請求については、認められない。

なお、本件の認定した事実に基づき、次のとおり市に要望する。

【要望】

この度の住民監査請求の監査に当たり、事実確認を行った結果、不適切な取扱い(事務処理)がみられたので、下記の事項に留意し、その処理に適切を期するよう要望する。

記

- 1 基本協定書第13条第2項に基づく業務計画の提出及び承認を文書により行い、事務処理経過を明らかにしておくこと。
- 2 自主事業の実施条件を明文化すること。

今回の使用料に関する取扱い等は基本協定書や付属の指定管理者仕様書またはその他の文書規定もなく、委託当初の協議に基づき運用されてきた。しかしながら、このような運用は混乱を招きやすいので、自主事業の実施条件について、文書による規定を行い、規定に基づく適切な運営を指導すること。